

## 公益社団法人日本地理学会 地域調査士審査要領通則

(総則)

第1条 地域調査士認定規程(以下「規程」という。)第8条第2項の地域調査士の審査(以下「審査」という。)は、規程及び地域調査士認定規程細則並びに地域調査士の審査に関する関係内規によるほか、この審査要領通則に基づいて行うものとする。

- 2 前項の規定は、規程第8条第3項の規定により準用する同条第2項の専門地域調査士の審査について準用する。この場合において、「地域調査士」は、「専門地域調査士」と読み替えるものとする。

(審査に用いる資料)

第2条 審査は、規程第8条第1項の申請書及び地域調査士又は専門地域調査士となる資格を有することを証明する資料(以下「申請書等」という。)に基づいて行うものとする。

(認定等の決定)

第3条 認定委員会は、審査の結果、各申請者について、認定、否認定又は保留のいずれかに決定をするものとする。

(補足資料の提出)

第4条 審査の結果保留と決定された者は、その決定があった日から原則として3年経過する日までの間、補足資料(当初提出した申請書等を修正若しくは補完する資料又はこれを修正若しくは補完する資料をいう。以下同じ。)を提出することができる。ただし、認定委員会が再審査の結果、認定又は否認定と決定した者については、この限りでない。

- 2 認定委員会は、保留と決定した者に対し、必要に応じ、補足資料の提出を求めることができる。

(再審査)

第5条 認定委員会は、審査の結果保留と決定した者から補足資料が提出されたときは、可及的速やかに、当初提出された申請書等及び補足資料に基づいて再審査を行うものとする。

- 2 第3条の規定は、前項の再審査について準用する。

(申請前部分審査)

第6条 認定委員会は、大学において、規程第5条第1項の規定に基づいて認定委員会が認定した地域調査に関する科目を履修し、規程第7条の規定に基づいて実施された地域調査士の業務を遂行するための基本的な事項に関する講習を修了した者であり、かつ、3ヶ月以内に大学を卒業する見込みのある者であって、地域調査士認定規程第8条第1項の申請(以下「申請」という。)に先立ち、理事長に申請前部分審査を求めた者についてこれを行うときは、大学の卒業及び地域調査に関する論文の公表等に関する要件を除き、規程第4条第1項の地域調査士となる資格を有すると認められるか否かを審査し、適合又は否適合の判定をするものとする。

- 2 認定委員会は、前項の規定に基づき適合と判定された者から、委員長が指定する日までに前項の要件を満たすことを証明する資料を添えた申請がされたときは、速やかにこれを審査し、第3条の規程に基づく決定をするものとする。

附則 この通則は、平成22年9月6日から施行する。

附則 この通則は、平成24年4月21日から施行する。

附則 この通則は、平成25年1月20日から施行する。

附則 この通則は、平成27年1月10日から施行する。